

令和 2 年 度

議案第 5 7 号

棚倉町一般会計補正予算書

福島県棚倉町

議案第 57 号

令和 2 年度 棚倉町 一般会計 補正 予算 (第 5 号)

令和 2 年度 棚倉町の一般会計の補正予算 (第 5 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 97,172 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,189,802 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の追加、変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 2 年 1 2 月 9 日 提出

棚倉町長 湯 座 一 平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		1,887,320	76,409	1,963,729
	2 固 定 資 産 税	994,065	76,408	1,070,473
	6 入 湯 税	14,711	1	14,712
11 地 方 交 付 税		2,262,978	73,835	2,336,813
	1 地 方 交 付 税	2,262,978	73,835	2,336,813
14 使 用 料 及 び 手 数 料		57,036	△3,917	53,119
	1 使 用 料	50,012	△3,917	46,095
15 国 庫 支 出 金		2,603,299	22,818	2,626,117
	1 国 庫 負 担 金	407,221	13,946	421,167
	2 国 庫 補 助 金	2,191,963	8,872	2,200,835
16 県 支 出 金		587,706	7,152	594,858
	1 県 負 担 金	209,143	5,796	214,939
	2 県 補 助 金	343,674	2,003	345,677
	3 委 託 金	34,889	△647	34,242
18 寄 附 金		69,923	60,800	130,723
	1 寄 附 金	69,923	60,800	130,723
19 繰 入 金		413,855	△213,456	200,399
	1 繰 入 金	413,855	△213,456	200,399
20 繰 越 金		99,211	55,135	154,346
	1 繰 越 金	99,211	55,135	154,346
21 諸 収 入		172,986	△28,167	144,819
	5 雑 入	130,544	△28,167	102,377
22 町 債		414,600	45,619	460,219
	1 町 債	414,600	45,619	460,219
23 自 動 車 取 得 税 交 付 金		0	944	944
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	0	944	944
歳 入	合 計	9,092,630	97,172	9,189,802

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		90,094	△891	89,203
	1 議 会 費	90,094	△891	89,203
2 総 務 費		2,591,097	85,118	2,676,215
	1 総 務 管 理 費	2,405,351	80,777	2,486,128
	2 徴 税 費	106,050	9,894	115,944
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	59,064	△744	58,320
	4 選 挙 費	13,268	△4,456	8,812
	5 統 計 調 査 費	6,722	△353	6,369
3 民 生 費		1,627,960	20,355	1,648,315
	1 社 会 福 祉 費	1,013,965	5,502	1,019,467
	2 児 童 福 祉 費	613,994	14,853	628,847
4 衛 生 費		750,539	456	750,995
	1 保 健 衛 生 費	303,393	456	303,849
6 農 林 水 産 業 費		613,148	△37,702	575,446
	1 農 業 費	312,113	△40,324	271,789
	2 林 業 費	301,035	2,622	303,657
7 商 工 費		315,610	△246	315,364
	1 商 工 費	315,610	△246	315,364
8 土 木 費		824,288	35,064	859,352
	1 土 木 管 理 費	12,254	44	12,298
	2 道 路 橋 り よ う 費	616,577	37,997	654,574
	4 都 市 計 画 費	163,299	△3,162	160,137
	5 住 宅 費	30,603	185	30,788
9 消 防 費		319,502	8,953	328,455
	1 消 防 費	319,502	8,953	328,455

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		976,721	△13,935	962,786
	1 教 育 総 務 費	219,278	598	219,876
	2 小 学 校 費	100,093	△138	99,955
	3 中 学 校 費	46,199	△2,211	43,988
	4 幼 稚 園 費	210,248	△8,498	201,750
	5 社 会 教 育 費	181,794	△3,943	177,851
	6 保 健 体 育 費	219,109	257	219,366
歳 出	合 計	9,092,630	97,172	9,189,802

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンス補助事業費	36,900 ^{千円}

第 3 表 地 方 債 補 正

(1) 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農業施設整備事業	千円 1,600	証書借入	5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合においては、利率の見直しを行った後の利率）	10年以内。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(2) 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路メンテナンス事業	千円 58,300	証書借入	5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合においては、利率の見直しを行った後の利率）	10年以内。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 72,900	証書借入	5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合においては、利率の見直しを行った後の利率）	10年以内。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
臨時財政対策債	千円 192,600	〃	〃	20年以内。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 222,019	〃	〃	20年以内。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	千円 414,600				千円 460,219			